

第4章 プランの推進

1 推進体制

このプランに盛り込まれた施策を総合的かつ計画的に推進していくには、市民の理解により連携して事業を展開することが必要なため、市民、団体、企業などと行政が連携して推進していきます。

(1) 庁内における推進体制

「帯広市男女共同参画推進委員会」（推進委員会）において、庁内関係部課が一体的に取り組めます。

また、市職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持つよう情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発を図ります。

(2) 市民等からの意見聴取

市民や関係団体の代表者、事業者、学識経験者などで構成する「帯広市男女共同参画市民懇話会」（市民懇話会）において、男女共同参画の推進に関する事項について意見を聴き、取り組みを進めます。

(3) 国・北海道などとの連携

国・北海道の動きと連携、協力し、効果的に施策を進めるとともに、男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体や事業者などとの連携を図ります。

2 進捗管理

(1) 市民・事業者意識調査の実施

男女共同参画に関する意識や実態を把握し比較・検証するために、市民や事業所を調査対象とした意識調査を実施します。

(2) プランの進行管理

プランに基づく施策の進行管理については、5年後の目標値を設定した推進目標を用いるなどして進捗状況を把握し、施策に反映させていきます。